

# 公的統計のデジタル化への 対応に関する現状

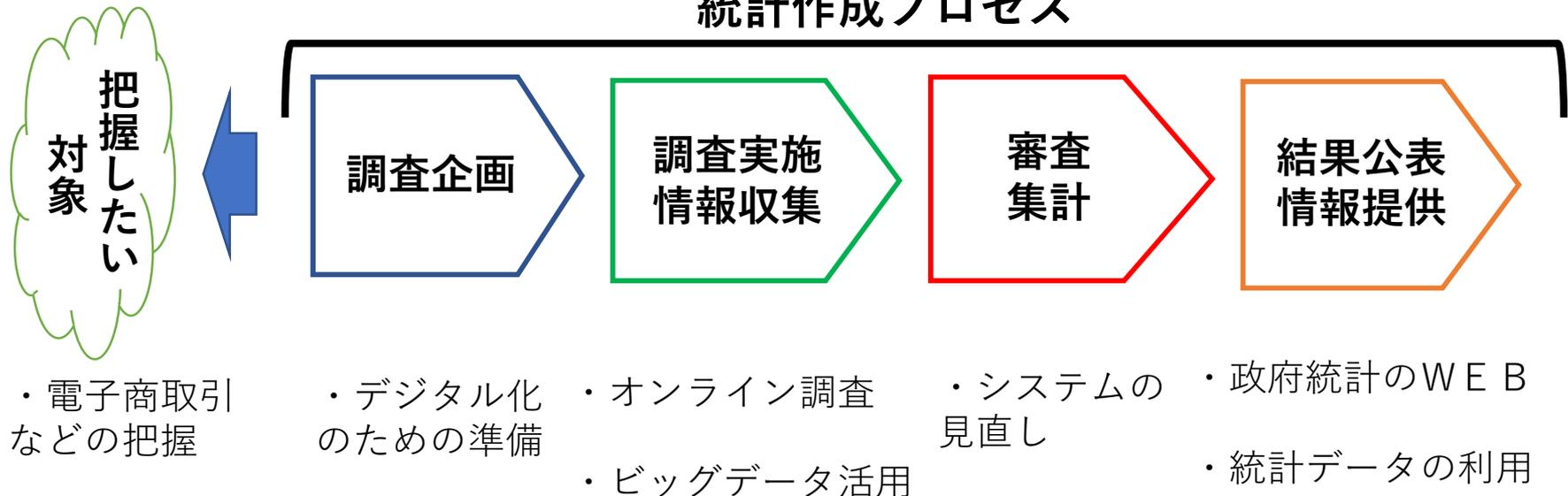
令和6年3月4日

総務省統計委員会担当室

# 公的統計のデジタル化への対応

- 公的統計も様々な「デジタル化」への対応が進展
- 次の2種類に分けられる
  - ・ デジタル化の実態把握 …… 統計対象としてのデジタル経済
  - ・ 統計作成プロセスのデジタル化 …… デジタル技術を用いた統計調査・集計（様々なデータソースの活用、デジタル手法を用いたデータ収集や調査結果の利用）
- 「公的統計基本計画」など様々な政府決定において、これらのデジタル化の推進が記載されている

## 統計作成プロセス



# (参考) 公的統計関係のデジタル化の経緯

## ○ これまでの主な政府決定は以下のとおり

- 平成13年1月 内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)※デジタル庁に再編が設置、IT国家戦略として「e-Japan戦略」が公表
- 平成25年6月 「世界最先端IT国家創造宣言」閣議決定
- 平成29年5月 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」閣議決定  
「デジタル・ガバメント推進方針」高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定
- 令和2年7月 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」閣議決定
- 令和2年9月 デジタル改革関係閣僚会議 総理指示
- 令和2年12月 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び  
「デジタル・ガバメント実行計画」閣議決定  
「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」策定(総務省)  
(直近では令和6年2月改定)
- 令和3年5月 デジタル改革関連法の公布  
「デジタル社会形成基本法」  
「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」  
(個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の法律を1本の法律に統合等)  
「デジタル庁設置法」等
- 令和3年6月 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」閣議決定(直近では令和5年6月改定)
- 令和3年9月 デジタル庁設置
- 令和4年6月 「デジタル田園都市国家構想基本方針」閣議決定
- 令和5年3月 第IV期「公的統計の整備に関する基本的な計画」閣議決定
- 令和5年6月 デジタル規制改革推進の一括法可決・成立

# デジタル部会の設置について

■ デジタル部会は、統計委員会における機能強化の一環として、昨年10月27日に開催した第198回統計委員会において統計委員会部会設置内規を改正し、新たに設置

■ デジタル部会の所掌事務は、「デジタル分野に関する事項」

## デジタル部会構成員

(部会長)	清原 慶子	杏林大学 客員教授
(委員)	會田 雅人	滋賀大学 データサイエンス ・ AIイノベーション研究推進センター特任教授
(臨時委員)	小西 葉子	独立行政法人経済産業研究所 上席研究員
	中川 郁夫	株式会社ソシオラボ 代表取締役
(専門委員)	竹村 詠美	Peatix Inc. 共同創設者・アドバイザー
	細川 努	総務省 デジタル統括アドバイザー
	南 和宏	統計数理研究所 データ科学研究系 教授
	安井 清一	東京理科大学 創域理工学部 経営システム工学科 准教授

(令和5年10月27日現在)

# 政府統計の総合窓口 (e-Stat)

- 各府省が公表する統計データを一つにまとめ、統計データの検索や地図上への表示など統計を利用する上で、必要な機能を備えた政府統計のポータルサイト  
※政府統計719統計約156万表を収録(令和6年1月末現在)。年間アクセス数は約2億8,000万件(令和4年度)

## 【統計データを探す】

e-Statの基本機能であり、目的とする統計データを探し、表・グラフの表示、ダウンロードが可能。



## 【統計データを活用する】

統計データをより便利に使えるよう、グラフ、地図、地域に特化した機能を提供。



## 【統計データの高度利用等】

統計データをより高度に利用するため、統計マイクロデータ利用案内、開発者向けの機能・情報を掲載



API機能  
統計LOD

# 政府統計オンライン調査総合窓口(e-survey)

- 統計調査を、インターネットを経由して行えるよう平成20年から運用を開始したシステム
- 統計調査における個人や企業の機微な情報を扱うことを考慮し、高いセキュリティを確保

## 政府統計共同利用システム オンライン調査システム

調査実施機関（各府省）

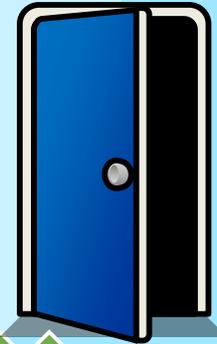
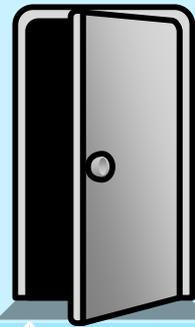


### 政府統計オンライン調査総合窓口(e-survey)

<https://www.e-survey.go.jp>

### 利用機関総合窓口

<https://e-stat.nstac.hq.admix.go.jp/>（政府共通NW経由）  
<https://lg.e-stat.nstac.hq.admix.go.jp/>（LGWAN経由）



調査客体

調査客体は、調査実施機関から配布された「調査対象者ID」を用いてe-surveyにログインし回答。調査回答期限や複数回回答の可否等は調査実施機関が設定可能。

個別の  
集計用  
システム等  
(各府省が  
整備)



都道府県



市区町村

調査客体から回答のあった回答データについて、審査機関である各府省、地方公共団体が審査等を実施。必要に応じて回答の訂正を行う。審査機関による代行入力も可能。

# オンライン調査の推進状況(1)

## 1 オンライン調査の導入状況

	統計調査数		
	(令和4年(2022年) 12月末現在	オンライン調査 導入統計調査数	オンライン調査 導入率(%)
各府省等合計	262 (7)	231 (7)	88.2

(注1) 統計調査数は、令和4年(2022年)12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数(5年に1度の終期調査答を含む。)。なお、令和4年(2022年)12月末現在で既に中止した統計調査であっても、同年中に回答客体数が確定したものについては統計調査数に含んでいる。また、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している(産業連関構造調査を実施している各府省等の統計調査数にも1調査として計上)。

(注2) ( )内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上しているため、各府省の統計調査数を単純合計しても、合計と一致しない。

## (参考) 過年度のオンライン調査導入状況

単位: %

	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)	平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)
各府省等合計	87.7	88.6	82.9	84.1	80.3

(注1) 平成29年度(2017年度)及び30年度(2018年度)のオンライン調査導入率は、当該年度中に実施された基幹統計調査及び一般統計調査に基づき算出(数値のとりまとめ時点で未集計などのためオンライン調査の状況が不詳であった調査を除く。)

(注2) 上記1のとおり、平成30年度(2018年度)以前に対象としていた統計調査の範囲は、令和元年度(2019年度)以降に対象としているものとは異なることから、時系列比較をする際は注意を要する。

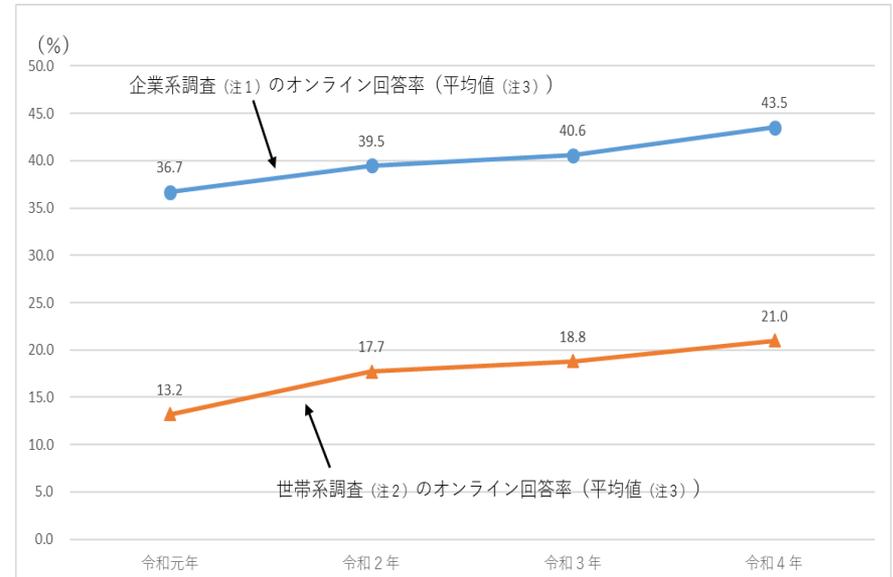
(出典) 令和4年度(2022年度) 統計法施行状況報告

# オンライン調査の推進状況(2)

## 2 統計種別オンライン調査の回答状況

(参考) 基幹統計調査のオンライン調査回答率の推移

種別	オンライン調査を導入している統計調査数	回答数に占めるオンライン回答数の割合				
		20%未満	20%以上	40%以上	60%以上	80%以上
		40%未満	60%未満	80%未満		
基幹統計調査	60	12	16	15	6	11
個人・世帯	13	5	5	1	0	2
事業所・企業	40	7	11	13	6	3
教育機関	4	0	0	0	0	4
行政機関	3	0	0	1	0	2
一般統計調査	247	58	41	49	20	79
個人・世帯	44	20	13	5	2	4
事業所・企業	163	38	28	44	17	36
教育機関	6	0	0	0	0	6
行政機関	34	0	0	0	1	33
合計	307	70	57	64	26	90



(注1) 「オンライン調査を導入している統計調査数」は、令和4年(2022年)12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査(5年に1度の周期調査等を含む。)について、各府省から報告を受けた単位(調査周期別、調査系統別等)で集計している。このため、この欄の合計数と、前記1のオンライン調査の導入状況における「オンライン調査導入統計調査数」の合計数とは一致しない。

(注2) 「個人・世帯」、「事業所・企業」、「教育機関」及び「行政機関」の種別は、それぞれ、主な調査客体の属性を記載している。「教育機関」は学校又は社会教育施設を、「行政機関」は行政機関、地方公共団体などを指し、「事業所・企業」は「教育機関」及び「行政機関」以外の事業所・企業に報告を求めるものを指す。なお、1つの報告単位において、複数の属性が該当する場合には、調査客体数が最も多いものに分類されている。

(注1) 主に事業所・企業を対象とした基幹統計調査(主に行政機関又は教育機関を対象とした基幹統計調査を除く)のうちオンライン調査を導入している調査

(注2) 主に個人・世帯を対象とした基幹統計調査(人口動態調査及び地方公務員給与実態調査を除く)のうちオンライン調査を導入している調査

(注3) 各基幹統計調査(調査系統が複数ある場合は、各省から方向のあった単位で分割)のオンライン回答率(オンライン回答数/総回答数)単純平均。なお、その年の調査を実施していない調査や、実施されなくても回答数が確定していない調査は、直近調査の値を使用している。

(出典) 令和4年度(2022年度) 統計法施行状況報告

# 統計マイクロデータ(調査票情報)の利用方法

- 我が国では、統計マイクロデータの利用方法として、マイクロデータの提供、オーダーメイド集計(委託による統計の作成等)、匿名データの作成・提供がある。

## 統計マイクロデータ(調査票情報)

生年月日	性別	年収	都道府県	
19790101	2	012000000	13	...
19841212	1	003500000	06	...
19950520	2	004100000	47	...



各府省



統計調査



個人・法人

統計マイクロデータの利用

## 統計マイクロデータの提供

目的：行政利用・学術研究・高等教育

統計マイクロデータを統計の作成や統計的研究を行う者に提供

## オーダーメイド集計

目的：学術研究・教育・特定公共分野

(※) 行政機関等が委託を受けて統計の作成等を行い、その成果物を提供

## 匿名データの作成・提供

目的：学術研究・教育・国際比較・特定公共分野(※)

特定の個人・法人等の識別ができないよう加工したデータを統計の作成や統計的研究を行う者に提供

※ 「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」、「農林水産業・食関連産業」、「港湾(港湾物流分野)」、「インフラ」など

# 統計マイクロデータの提供の迅速化・円滑化に向けた取組

- 統計マイクロデータの提供に関し、デジタル化を進め、利便性を向上させつつ、迅速化・円滑化を推進。

## Web上で完結する簡易な申出手続を導入

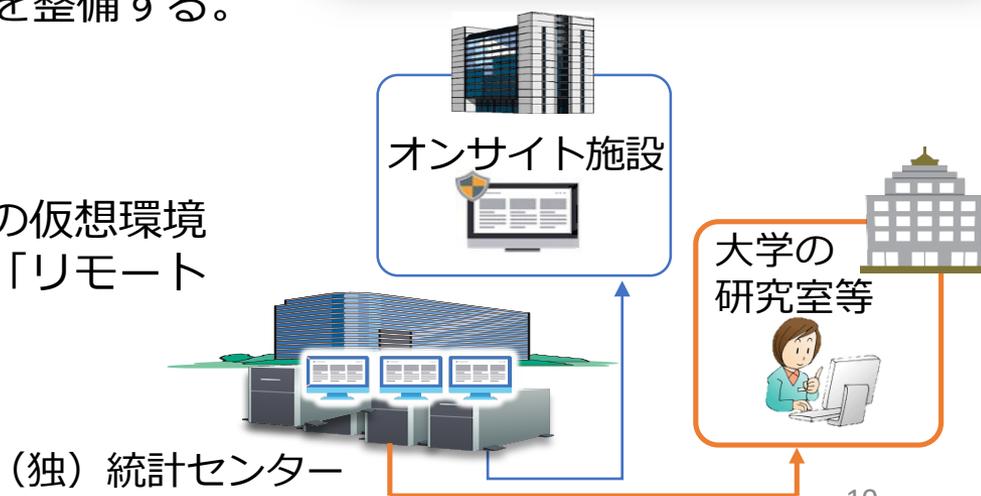
マイクロデータ利用のポータルサイト（miripo）に申出の窓口を一元化し、Web上での申出手続を可能とするとともに、審査状況、進行管理を一元管理できる機能を整備する。

## 提供データ作成の自動化

申出内容と提供データ作成に必要な情報とを連携させ、データ作成を自動化するための機能を整備する。

## リモートアクセスの整備

利用者自身の拠点（研究室等）から専用の仮想環境によるマイクロデータの利用を可能とする「リモートアクセス」を整備する。



# ビッグデータ・ポータル

- 公的統計におけるビッグデータの利活用を推進するため、様々なビッグデータやその利活用に関する情報を提供するポータルサイトとして、令和5年から**試行運用開始**
- 主に3つの機能を提供中。**今後、サンプルデータの提供を開始する等、提供コンテンツの拡充を予定**



## ビッグデータ情報

民間企業等が保有する人流データ、POSデータ、キャッシュレスデータ等の様々なデータ情報を紹介<22件>



## データ利活用事例

各府省・地方公共団体・民間企業等におけるビッグデータの利活用事例を紹介<47件>



## 学習コンテンツ

データの利活用に関する学習サイトやコンテンツを紹介<6件>

※<>内は2024年3月4日現在の掲載件数

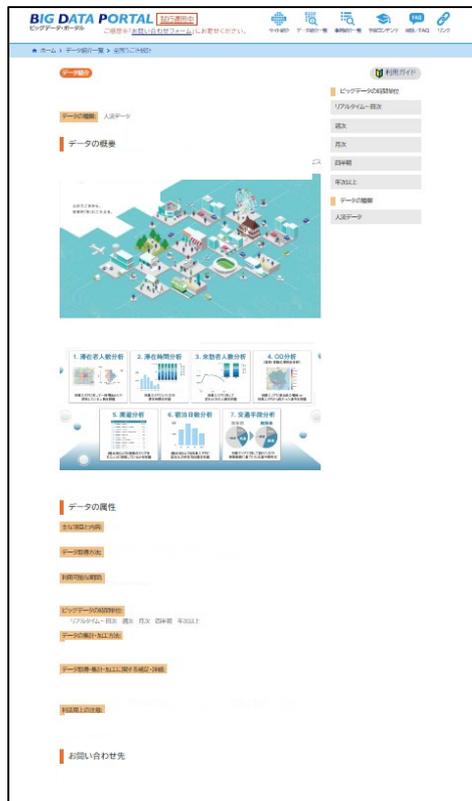
ビッグデータ・ポータルURL: <https://www.e-stat.go.jp/bigdataportal/>

The screenshot shows the homepage of the Big Data Portal. At the top, there is a navigation bar with the logo 'BIG DATA PORTAL' and the text 'ビッグデータ・ポータル' and 'ご感想を「お問い合わせフォーム」にお寄せください。'. To the right of the logo, it says '試行運用中'. Below the logo, there are several icons representing different features: 'サイト紹介', 'データ紹介一覧', '事例紹介一覧', '学習コンテンツ', '相談/FAQ', and 'リンク'. The main content area features a large blue banner with the text 'ビッグデータ・ポータルは、様々なビッグデータやその利活用等に関する情報を一元的に提供し、関係者を結びつけるプラットフォームです。' and 'BIG DATA PORTAL'. Below this banner, there are three main sections: 'ビッグデータの情報を探す' (Data Introduction List), 'ビッグデータの活用事例を探す' (Case Study Introduction List), and 'ビッグデータについて知る・学ぶ' (Learning Content). At the bottom, there is a search bar with the text 'データ紹介検索／事例紹介検索' and a '検索' button.

# ビッグデータ・ポータル

## 【ビッグデータ情報ページ、データ利活用事例ページの主な特徴】

- データの種類や利活用団体の業種等によるフィルタリング、フリーワードによるコンテンツ検索が可能
  - 各ビッグデータの収録項目や集計・加工方法、また具体的に利活用した先行経験やその効果等について閲覧可能
  - 各コンテンツページから、データ提供企業や利活用支援企業へのアクセスが可能
- ⇒ データを利活用したい者とデータを保有している者を結びつけるプラットフォームとなることを目指す



## 各コンテンツページの主な掲載内容



### ビッグデータ情報

データの種類（人流、POSデータ等）  
主な収録項目  
データ取得方法  
データの期間  
時間単位（日次、週次等）  
データの集計・加工方法  
利活用上の注意  
お問い合わせ先 等



### データ利活用事例

利活用団体名  
利活用支援企業名  
利活用団体の業種  
利活用の分野（行財政、観光等）  
利活用の地域  
利活用データの情報  
利活用の効果  
お問い合わせ先 等



サンプル  
データ

（令和6年度～）

# 公的統計基本計画（公的統計の整備に関する基本的な計画）とは

- おおむね5年ごとに、政府全体として公的統計の整備を推進するため、統計委員会及び国民の意見を聴いた上で閣議決定（統計法第4条）
- 現行の第Ⅳ期基本計画（令和5年3月閣議決定）は令和5年度～9年度の5年間を対象
- フォローアップ：毎年、基本計画の推進状況を取りまとめて公表。統計委員会に報告・審議

## 【第Ⅳ期基本計画の内容】

- ◎ 「総合的な品質の高い公的統計」の適時かつ確実な提供
  - ・ 社会経済の変化に的確に対応する公的統計の府省横断的整備の推進
  - ・ 統計の国際比較可能性向上
  - ・ ユーザー視点に立った統計データの利活用促進
  - ・ 品質の高い統計の作成のための基盤整備
  - ・ デジタル技術や多様な情報源の活用による正確かつ効率的な統計の作成

# 公的統計基本計画におけるデジタル化の内容

## 統計作成の プロセス

### 調査企画

(調査設計・人材)

### 調査実施 ・情報収集

(調査票配付・収集、  
集計データ収集)

### 審査・集計

### 結果公表 ・情報提供

## 公的統計基本計画（令和5年3月28日閣議決定） におけるデジタル関係項目

- デジタル経済の実態把握
  - 業務デジタル化の前提となる業務マニュアルの整備・標準化等
  - 人材育成
  - オンライン調査の推進
    - ・ 政府共通オンライン回答システム（e-Survey）の改修
    - ・ 個別統計調査における e-Survey の積極的導入
    - ・ オンライン回答率向上
  - デジタルデバイドへの配慮
  - 行政記録情報、ビッグデータの活用
    - ・ POSデータ、ウェブスクレイピング等の更なる活用
    - ・ 個別の行政記録情報等の活用（土地基本調査、農業経営統計調査等）
    - ・ ビッグデータの活用・検証
  - 統計作成の効率化・正確性向上
    - ・ デジタル技術を活用した集計プロセスの改善
  - 統計ユーザーの利便性向上、統計利活用の推進、デジタルの有効活用
    - ・ 政府統計のポータルサイト（e-Stat）の改善
    - ・ デジタル技術を活用した調査票情報の安全な利活用
    - ・ 人材育成
    - ・ データの復元可能性を高めるための情報の永年保存化
- ・ 国民経済計算体系（JSNA）において、経済のデジタル化の影響を的確に把握するための方策検討
  - ・ 電子商取引の拡大など経済のデジタル化等の実態について、必要なデータを把握するための新たな枠組み検討
  - ・ 業務のデジタル化の前提となる業務プロセスの可視化、業務マニュアルの整備と統計作成プロセスの標準化の推進
  - ・ デジタル技術を活用した、業務マニュアルの更新状況の管理、効率的な更新・保存の在り方や関係者間のコミュニケーションの効率化等の検討
  - ・ 電子調査票の形式の多様化（企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じた柔軟な回答記入への対応）
  - ・ 他ソフトからのファイル取込み機能の実装（調査票へのデータ入力の手間を軽減）
  - ・ オンライン調査システムへのコミュニケーション機能（疑義照会等）の実装
  - ・ 今後5年間で、基幹統計調査における回答数に占めるオンライン回答数の割合を、企業系で8割以上、世帯系で5割以上を目指して、システムの改善等に取り組む。
  - ・ オンライン回答が困難な報告者への対応、オンライン回答への協力要請や督促等を担う統計調査員の確保や研修
  - ・ デジタル技術やコールセンターを活用した統計調査員の支援とその取組状況の府省間での情報共有
  - ・ POSデータ、ウェブスクレイピングデータ、行政記録情報等の各種デジタルデータの個別統計への活用の検討 等
  - ・ ビッグデータ・トライアルの順次実施及び成果等の検証、ビッグデータ・シェアリング、ビッグデータ・ポータルの準備、各種課題の解決に向けた実証研究等の実施及び報告 等
  - ・ 汎用的な集計ツールの開発の検討及び各府省への提供、当該集計ツールの活用方法や、システム整備の外注管理等に関する研修の開始（総務省）
  - ・ 集計システムの仕様の見える化、汎用的な集計ツールの活用等による集計システム全般の改善、システムを用いたエラーチェック等、データ審査のデジタル化推進（各府省）
  - ・ 各種統計データの登録推進、API機能への対応、統計調査の概要等統計を利用する際に必要な情報登録促進、メタデータ整備 等
  - ・ オンサイト施設及び取扱可能な統計調査の拡充、研究室端末から調査票情報を利活用できるリモートアクセス実験等の検討 等
  - ・ 地方支分部局や地方公共団体の職員も含めたオンライン研修の充実
  - ・ データレイアウトフォーム、符号表等の情報の追加 等

## ■ 第200回統計委員会（R5.12.13）の議事録（関係部分抜粋）

・・・社会教育調査の答申時

○清原委員 ありがとうございます。杏林大学の清原です。（中略）

私は、今期、デジタル部会の部会長を拝命しております。この答申案における2つのデジタルに関わる御指摘というのは、ほかの公的統計にも大いに関わってくる内容ではないかなと受け止めまして、デジタル部会の検討すべき内容の中に、このように「質問におけるデジタル分野の選択肢の扱い」ですとか、あるいは「今後の調査結果の適切な公表方法において、デジタル技術をいかに活用していくか」というようなことが、今回の答申案でも重要な御指摘をいただいたものと受け止めます。是非、これから取り組んでいきたいと思いました。その気づきを発言させていただきました。以上です。ありがとうございます。

○椿委員長 ありがとうございます。本答申案のみならず、ほかの公的統計全般に展開すべき論点が、この答申案の中にあります。それにつきましては、デジタル部会等のいろいろな議論の中で、この方向性を推進していただくという御発言かと思えます。私も、そのとおりだと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。

# (参考) 統計法とは

■ 統計法（平成19年法律第53号）は、公的統計（※）の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として、旧統計法（昭和22年3月26日に公布された統計法（昭和22年法律第18号））を全面改正する形で、平成19年5月23日に公布

■ 公的統計（※）は行政利用だけではなく、社会全体で利用される情報基盤として位置付けられている

公的統計には、体系的に整備すること、適切かつ合理的な方法により作成すること、中立性・信頼性を確保すること、容易に入手できるように提供すること、被調査者の秘密を保護することなどの基本理念があり、行政機関等はこの基本理念ののっとり公的統計を作成する責務がある（第3条、第3条の2）

※ 国の行政機関・地方公共団体などが作成する統計をいう。統計調査により作成される統計（調査統計）のほか、業務データを集計することにより作成される統計（いわゆる「業務統計」）や他の統計を加工することにより作成される統計（加工統計）についても公的統計に該当する。

# 我が国の主な統計行政機構

総務省 政策統括官（統計制度担当）

政府統計を横断的に調整

諮問・  
報告

答申・  
意見

統計委員会

■ 統計行政に関する重要事項について、専門的・中立的立場から調査審議

総務省

統計局

〔国勢調査、家計調査  
労働力調査 等〕

国の重要な  
統計を作成

他部局

〔地方公務員  
給与実態調査 等〕

内閣府

〔GDP  
等〕

財務省

〔法人企業  
統計調査等〕

文部科学省

〔学校基本  
調査等〕

厚生労働省

〔毎月勤労  
統計調査等〕

農林水産省

〔農林業  
センサス等〕

経済産業省

〔商業動態統計  
調査等〕

国土交通省

〔建築着工  
統計調査等〕

各府省の政策に必要な統計を作成

# 政府統計の種類

種類	統計の例	
調査統計 統計調査 により作成	基幹統計 (50)	国勢統計、経済構造統計、学校基本統計、農林業構造統計
	基幹統計 以外の調査統計 (250弱)	消費動向調査、サービス産業動向調査、医薬品価格調査、エネルギー消費統計調査
加工統計 他の統計 の加工に より作成	基幹統計 (6)	国民経済計算、産業連関表、人口推計、鉱工業指数
	基幹統計 以外の加工 統計	食料需給表、第三次産業活動指数、建設総合統計
業務統計 業務デー タの集計 により作 成	税務統計、一般職業紹介状況(有効求人倍率等)	

## (参考) 基幹統計とは何か

- 「基幹統計」とは、統計法に定める国勢統計、国民経済計算と国の行政機関が作成する統計のうち総務大臣が指定する特に重要な統計
- 統計を作成するための統計調査には、「基幹統計」を作成するために行われる「基幹統計調査」と、それ以外の「一般統計調査」とに分かれている
- 国勢調査などの基幹統計調査は、公的統計の中核となる基幹統計を作成するための特に重要な統計調査であり、正確な統計を作成する必要性が特に高いことなどを踏まえ、統計法では、「報告義務」、「かたり調査の禁止」、(特定の調査には)「地方公共団体による事務の実施」などが定められている

## (参考) 国民経済計算 (SNA) とは何か

■ 国民経済計算 (SNA) とは、一国経済の動向についてフロー面からストック面まで包括的・整合的に記録する唯一の統計であり、国内総生産 (GDP)、GDP デフレーター、可処分所得、貯蓄、純貸出(+)/純借入(-)、さらには国富など重要なマクロ経済指標を包含する体系のこと

■ SNAは、その国際比較可能性を大きな特徴としており、国際連合で合意・採択された国際基準に準拠し、各国の政府/政府関係機関がそれぞれ自国の SNA を整備している

日本では、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部において、国連の国際基準に則り我が国の国民経済計算 (日本の SNA という意味で JSNA と呼ぶ場合がある) を作成している。

国民経済計算 (SNA) に関する URL :

<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>

## (参考) SUTとは

■ SUT（供給・使用表（Supply and Use Tables））とは、一国の生産活動を捉えるためのSNA（国民経済計算）の枠組みであり、各産業がどのような生産物を産出したかを捉える「供給表（Supply Table）」、およびその生産物をどの産業や最終需要者が使用したかを捉える「使用表（Use Table）」から構成される勘定表である

■ デジタルSUTとは、デジタル化が急速に普及・拡大しており、こうした活動を適切に捉えることが重要な課題となっている中、各経済活動（産業）におけるデジタル関連の財・サービスの供給・使用構造を明らかにするため、デジタル経済の把握に適した産業分類や生産物分類を設定し、デジタル化が経済に与える影響を捕捉するべく、新たに「デジタル産業」および「デジタル生産物」を定義し、SUT（供給・使用表）を再構成したものである

国民経済計算（SNA）に関するURL：

<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>